

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

建築基準法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和四年五月三十一日から施行することとした。